

農業労働力確保緊急支援事業

Q & A

Q1

新たに雇用する人材(代替人材)に何か要件はありますか？

A1

新型コロナウイルス感染症の影響で技能実習生等を受け入れることができずに人材不足になった農業経営体と雇用契約を締結し、農作業に従事してもらうことが基本的な要件となります。

Q2

どのような経費が補助対象になりますか？

A2

代替して雇用した者に要する交通費、宿泊費、保険料、賃金等が補助対象となります。ただし、費用全てではなく、受入れ予定だった技能実習生・働いてもらう予定だった方などに要するはずだった経費を超えた分(掛かり増し経費)が対象となります。(掛かり増し経費は、前年に代替人材を雇用していた場合も、受入れ予定だった技能実習生の経費を基準に算定します。)

Q3

どのような資料を準備すればよいですか？

A3

- ① 受入れ予定又は働いてもらう予定だった方の氏名、勤務内容(労働時間、給与、交通費等の諸経費)等と、代わりに雇用する予定の方の勤務内容を比較した調書と、
 - ② 上記を証明する書類
- を用意していただく必要があります。詳細は、全国農業会議所の申請サイトをご覧ください。

Q4

どのような手続きが必要ですか？

A4

支援を受けるには、最初に補助対象となる労働が行われた日の1か月後までに案件登録が必要です。

Q5

助成金の支払を受けるには、どうすればよいですか？

A5

助成金は、月毎に支援対象となる賃金等の支払日の翌月末までに、請求して下さい。

✓ 事業の詳細は農林水産省ホームページへ

農林水産省ホームページ

事業のQ&Aや実施要綱などの確認はこちらから！

(https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html)

農水省 緊急 労働力確保

検索

又は



インターネット検索エンジンからキーワードを入力して検索

↑こちらのQRコードからも読み取れます↑

(作成)農林水産省経営局就農・女性課